

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

**保育所等における障害児に対する保育内容及び関係機関との
連携状況等に関する調査**

事業報告書

令和4年3月

PwC コンサルティング合同会社

(x x) 中京みぎわ園

| | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 所在地 | 京都府京都市 | 施設種別 | 私立認可保育所 |
| 入所児童数 | 70 人 | クラス編成 | 一部異年齢 |
| 保育士数 | 常勤：16 人 | 内、加配保育士 | 1 人 |
| | 非常勤：5 人 | 内、保育補助者 | 1 人 |
| 障害児数 | 9 人 | 気になる子数 | 11 人 |

■ 障害児、気になる子の受け入れ方針・工夫

- 当園は 2016 年に設立された私立認可保育所である。同園を運営する社会福祉法人美樹和会は 1977 年に創設され、現在は保育所、児童館等を 7 施設を運営している。
- 保護者が自治体へ入所希望を出した場合、利用調整の初期段階で福祉事務所から園に情報提供がある。その際、障害の有無（グレーゾーン含む）の情報もあわせて伝達があり、園内で受け入れが可能か内部協議の上、福祉事務所に回答する。これ以外にも、園見学を受け入れたとき、保護者から子どもの発達面での相談があることもあり、その場合、当会はどのような支援が可能か伝えた上で、保護者が入所希望を出すか判断する。
- 2017 年度から臨床心理士を直接雇用し、発達支援強化のための取組みを始めた。通常、多くの保育園にとって臨床心理士との関わりは巡回相談などの機会に限られ、年に数回しかない。これに対し当園では心理士が常駐し、保育現場での園児の行動観察を行ったり、保育士による個別支援計画作成を支援したり、望ましい環境上の配慮を提案したりと、大いに活躍している。
- ベテラン保育士は長年の経験により、発達支援面で適切な対応を自然とできていたとしても、それは暗黙知にとどまって言語化されておらず、形式知になっていない場合が多い。そこに心理士やリハビリ職など隣接業種の専門家が仲間に加わり、ベテラン保育士が実践している保育ノウハウやスキルについて学びながら、そのエッセンスを言語化していく過程を大切にしている。こうしたプロセスを経ることで、今まで自分たちが行ってきた保育のなかにも、実のところ療育的要素が多分に含まれているのだと保育士自身が気づき、今後の保育計画の作成にもこの知見が活かされるのである。保育所で働く保育士、看護師、栄養士、心理士、作業療法士、言語聴覚士など、異なるバックグラウンドを持つ職員がそれぞれの専門性を理解し、尊重し合うチームを築くこと、そして目の前にいる園児の育ちにチーム力を發揮して全力で対応することを重視している。
- 職員（保育士）の対応能力の向上への取組みは、当園の臨床心理士や作業

療法士が講師を務めたり、大学等から講師を招いたりして、知的・発達障害、運動機能に関する内部研修を実施している。また、外部研修(京都市が実施している発達支援コーディネーター養成講座をはじめとする質の高い研修)の受講を推奨している。このほか、研修情報を紙ベースや職員が閲覧できるインターネットを通じて配信するなど、受講しやすい環境を整えている。

■ 家庭との連携

- 専門機関での支援を受けている場合は、療育施設もしくは保護者から支援方針を確認する。当園からも生活場面での子どもの様子を保護者に共有し、園と家庭とが連携して子どもの育ちを支える体制を築いている。
- 保護者が障害を認めていない場合は、保護者の受容の準備ができるのを待つことを基本としている。そのなかでも、保育参加で子どもの発達や特性に気付く機会を設けること、また、保護者からの育児上の困難感や発達について相談があった際にはその場の安易なやりとりで解決するのではなく、しっかりと話を聞いて、園でも様子を観察して改めて伝える機会を設けるなど、継続的に保護者と園が一緒に取り組んでいく姿勢を持つことは心がけている。保護者が自身の子どもの発達に明確な疑問を抱く段階があれば、これまでの保育士や臨床心理士、リハビリ職の観察結果をまとめ、保護者に所見を伝えたり、希望される場合は発達検査を園で実施したり、療育機関を紹介することもできる旨、伝達する。

■ 地域の関連機関との連携状況について

- 京都市保育園連盟、地域の療育機関、児童福祉センター、保健センターなどと関わっている
- 京都市幼保総合支援室（保育行政の管轄部署）を中心機関として、発達支援ネットワークが京都市の11行政区すべてに設けられており、年3～4回、関係者が集まって意見交換、情報交換を行っている。
- 年2～3回、京都市保育園連盟による心理士等の巡回相談がある。この巡回相談は貴重な機会と捉えており、臨床心理士を内包化している当園も、別の臨床心理士によるセカンドオピニオンを得るために活用している。
- 子どもの発達支援分野に携わる株式会社が行う保育所等訪問支援を活用している。障害児支援において、保育園だけできることには限界があるので、こうした療育機関との意見交換・情報共有によって支援の幅を広げ

ることは重要である。

- ・自治体による健診で子どもの発達の状態を正しく判断し、保護者に伝えることは、その子が今後必要な支援に繋がっていくための重要なステップになります。そこで、必要に応じて当園から自治体の保健師に、可能な範囲で情報連携を行うこともある。保護者による子どもへの障害理解が進んできた矢先に、健診を担当した保健師に「特に心配ない、個性の範囲内」などと場当たり的な対応をされ、保護者の障害受容が振り出しに戻ることもある。

■ 障害児保育に取り組んでいくにあたっての課題と必要な支援

- ・当園では、以下の3点を重要な取り組みと捉えている。1つ目は「保育のユニバーサルデザイン化」、2つ目は「多職種連携の推進（保育士のみならず栄養士、看護師、心理士、リハビリ職同士の協働）」、3つ目は長期的目標ながら「保育業界と心理業界・リハビリ業界の連携」である。
- ・1つ目の保育のユニバーサルデザイン化について。定型発達を前提とした保育内容が支援の必要な子どもに合わない場合もあれば、支援の必要な子どもに保育内容を合わせすぎると定型発達の子どもの発達促進の機会を損なう可能性もある。発達の早い遅いにかかわらず、また特性の有無にかかわらず、すべての園児が参加できる保育内容を考えていくことが必要と考えている。
- ・2つ目の多職種連携とネットワークについて。保育士の専門性は障害児についての知識や対応も含まれているが、保育士だけでは支援の必要な子どもの特性や発達に合わせた関わりを十分に実現すること難しい。そのため、臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士等のそれぞれの知見をもつ専門職が保育計画作成段階からかかわり保育士が実践する保育内容に支援的なエッセンスを加えていくことが重要と考える。
- ・3つ目の心理業界とリハビリ業界との連携について。保育分野で心理職やリハビリ職が活躍することは、まだ前例も多くなく、雇用ポストや待遇の面などでハードルが高いのが現状と言わざるを得ない。当園では心理職、リハビリ職の知見が保育の質の向上に不可欠と判断して雇用した結果、現在、当初の想定以上に保育・心理・リハビリ職同士の連携、シナジー効果が生じており、障害をもつ園児にも定型発達の園児にもよりよい保育手法・環境を提供できるようになってきたと実感している。この経験を踏まえ、当園は連携協定を結んだ地域の認可/認可外保育所に専門職（臨床心

理士・看護師など)の出張支援を行っている。とくに認可外保育所は、認可保育所のように行政による心理士の巡回相談などの支援もなく、孤立している場合が多い。行政が認可外保育所の障害児保育支援まですべて丸抱えすることは非現実的と思われるため、地域に当園のような専門家をかかる園があって、そこをハブとして専門家を共有する方法があつてもいいのではないか。また、複数の法人/保育所等が共同で専門職を共有するといった方法も検討しうるだろう。このような連携、ネットワークの中で専門職を共有していくあり方は、単独の保育園で専門職を抱えるよりも導入のハードルが低いため、自治体からの巡回相談よりも柔軟な対応が可能になるのではないかと期待している。